

板橋区重症心身障がい・医療的ケア児等会議設置要綱

(令和 2 年 3 月 26 日区長決定)

(目的)

第 1 条 重症心身障がい・医療的ケア児等に対する支援に関し、地域の課題及び対応策について継続的に情報共有及び意見交換を行うための協議の場を設け、重症心身障がい・医療的ケア児等に対する必要な支援と成長過程を繋ぐ連携体制をとることを目的として、板橋区重症心身障がい・医療的ケア児等会議（以下「会議」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重症心身障がい 重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している障がい児（者）
- (2) 医療的ケア児 NICU 等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児

(所掌事項)

第 3 条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 重症心身障がい・医療的ケア児等の現状把握に関すること。
- (2) 重症心身障がい・医療的ケア児等の課題及び施策に関すること。
- (3) 重症心身障がい・医療的ケア児等に係る関係機関との調整に関すること。
- (4) その他、重症心身障がい・医療的ケア児等に関すること。

(構成)

第 4 条 会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 区関係部署の職員
- (2) 医師
- (3) 当事者の親の会
- (4) 特別支援学校
- (5) その他必要と認められた者

(開催回数)

第 5 条 会議は、必要に応じて開催することとする。

(守秘義務)

第 6 条 会議の構成員及び構成員であった者は、会議の職務に関し知り又は知り得た秘密及び個人に関する情報を漏らしてはならない。

(会議の公開)

第 7 条 会議、会議録及び会議の資料は公開とする。ただし、公開することが適当でないと認められるときは、公開しないことができる。

(謝礼)

第 8 条 会議に出席した者（第 3 条第 1 号に掲げる職員を除く。）に対し、予算の範

圏内において謝礼を支払うことができる。

(事務局)

第 9 条 会議の事務局は、福祉部障がいサービス課に置く。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は決定の日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。